

報告第15号

令和6年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について

令和6年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について、別紙のとおり報告する。

令和7年4月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和6年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について、報告するものである。

令和6年度第2回京田辺市立小中学校いじめ調査結果について（概略）

取扱注意

京田辺市教育委員会

調査の概要

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

京田辺市立小学校・中学校の児童生徒

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

1 ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 各学校における調査については、学校の実態に応じて、京田辺市教育委員会が定める期日までに実施。
(提出期日：1回目7月22日(月)、2回目1月6日(月))
- (2) 1回目調査の未解消については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和7年1月末までに追跡調査を実施する。

5 アンケート調査区分

(1) 認知件数

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 未解消件数

- A (要指導)：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- B (要支援)：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
- C (見守り)：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。（相当の期間とは少なくとも3ヵ月を目安とする）
- D (解消)：いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。（相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする）

(3) 重大事態

いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（相当の期間とは、年間30日を目安とする）

調査の結果

1 対象児童生徒数とアンケート方法

(1) 対象児童生徒数等

(単位：人)

	学校数	在籍者数	調査数	京田辺市教育委員会による調査(内訳)
小学校	9	4329	4193	7
中学校	3	2008	1935	20
合 計	12	6337	6128	27

(2) アンケート方法

(単位：校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	9	0	2	1

2 認知件数・未解消件数・解消件数及び重大事態件数

(単位：件)

小学校						中学校					
認知	未解消			解消	重大事態	認知	未解消			解消	重大事態
	要指導	要支援	見守り				要指導	要支援	見守り		
429	68	44	312	5	0	38	19	0	19	0	0

3 いじめの態様

(単位：件/複数回答可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小学校	279	74	105	29	4	21	66	4	0
中学校	28	6	13	1	0	1	2	2	0

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 年度別認知・解消件数

(単位：件)

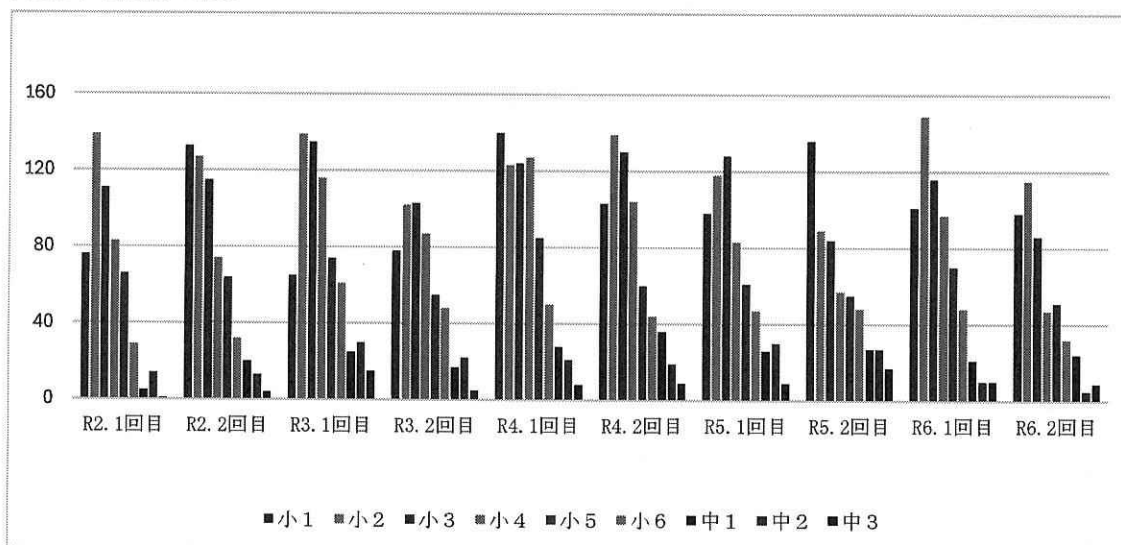
		小学校						中学校							
年度		認知件数	未解消			D 解消	重大事態	認知件数	未解消			D 解消	重大事態		
			A 要指導	B 要支援	C 見守り				A 要指導	B 要支援	C 見守り				
令和2	第1回	504	一学期が三ヶ月に満たないため、調査無し						34	一学期が三ヶ月に満たないため、調査無し					
	第2回	545	97	100	334	14	0	37	1	2	24	10	0		
令和3	第1回	590	98	82	410	0	0	70	3	6	60	1	0		
	第2回	473	72	67	331	3	0	44	3	7	2	32	1		
令和4	第1回	649	78	159	411	1	0	57	2	5	50	0	0		
	第2回	580	126	142	307	5	0	64	7	1	56	0	0		
令和5	第1回	535	70	77	388	0	0	65	11	16	38	0	0		
	第2回	469	51	50	366	0	0	71	11	3	57	0	0		
令和6	第1回	581	61	88	431	1	0	41	18	8	15	0	0		
	第2回	429	68	44	312	5	0	38	19	0	19	0	0		

5 年度別いじめの態様について

(単位：件/複数回答可)

校種	年度		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小学校	令和2	第1回	252	91	140	57	10	12	77	8	0
		第2回	344	91	161	84	18	28	84	4	3
	令和3	第1回	335	112	167	48	2	14	65	9	18
		第2回	300	81	129	43	1	10	60	5	0
	令和4	第1回	349	97	201	60	7	28	77	5	0
		第2回	314	76	181	46	9	15	89	3	0
	令和5	第1回	301	74	169	50	7	13	61	13	0
		第2回	288	93	113	48	9	16	61	19	0
	令和6	第1回	322	81	155	58	2	15	79	4	0
		第2回	279	74	105	29	4	21	66	4	0
中学校	令和2	第1回	21	1	6	1	0	0	2	3	0
		第2回	29	5	13	4	0	0	4	3	0
	令和3	第1回	57	2	8	0	0	1	0	2	0
		第2回	34	2	7	1	0	0	0	0	0
	令和4	第1回	48	6	14	5	2	1	6	13	0
		第2回	42	9	10	2	1	1	7	4	1
	令和5	第1回	57	0	9	2	0	1	4	2	0
		第2回	48	9	13	4	0	5	6	7	0
	令和6	第1回	31	3	4	0	0	0	5	2	0
		第2回	28	6	13	1	0	1	2	2	0

6 年度別学年別認知件数



令和6年度京都府いじめ調査(2回目)の結果について

1 京都府いじめ調査の実施について(概要)

※別紙1のとおり

2 令和6年度いじめ調査(2回目)の結果について

(小・中・義務教育学校、府立学校)

※別紙2のとおり

別紙 1

令和 6 年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校 1・2・3 年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 1 回目及び 2 回目調査は 3 の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 1 回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和 7 年 1 月末までに追跡調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。（相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。）
未解消	○次の 3 区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。（相当の期間とは、少なくとも 3 カ月を目安とする。） 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第 28 条第 1 項に定める以下のいずれかの事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。） 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂） ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたること

(2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したものの他に、教職員が日常的に把握したものの含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2 令和6年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1)対象児童生徒数等 (単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	在籍者に占める割合	家庭訪問による調査(内数)	未調査者数	在籍者に占める割合	前回から継続して未調査の数(内数)
小学校	194	54,819	54,564	99.5%	120	255	0.5%	201
中学校	96	28,054	27,882	99.4%	378	172	0.6%	113
合計	290	82,873	82,446	99.5%	498	427	0.5%	314

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	174	13	75	14
無記名式	7	0	7	0
合計	181	13	82	14

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校					
	認知	解消	未解消			重大事態	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導				見守り	要支援	要指導	
府立	—	—	—	—	—	—	9	0	7	0	2	0
向日市	542	15	299	64	164	0	106	0	101	5	0	0
長岡京市	873	5	516	151	201	0	90	5	54	19	12	0
大山崎町	167	1	122	8	36	0	7	0	7	0	0	0
宇治市	886	9	713	100	64	0	74	3	35	17	19	0
城陽市	519	66	297	51	105	0	55	8	36	5	6	0
八幡市	369	1	195	38	135	0	33	2	20	6	5	0
京田辺市	429	5	312	44	68	0	38	0	19	0	19	0
木津川市	777	0	702	75	0	0	81	0	75	5	1	0
久御山町	96	0	66	7	23	0	14	0	3	1	10	0
井手町	40	1	39	0	0	0	2	0	2	0	0	0
宇治田原町	18	1	1	16	0	0	6	0	2	1	3	0
精華町	283	2	234	11	36	0	20	0	9	2	9	0
相楽東部	22	0	17	5	0	0	2	0	1	1	0	0
亀岡市	524	0	386	100	38	0	46	0	24	3	19	0
南丹市	52	1	22	7	22	0	19	4	11	2	2	0
京丹波町	61	1	53	7	0	0	4	0	2	1	1	0
綾部市	256	3	176	69	8	0	14	2	7	3	2	0
福知山市	545	4	302	146	93	0	47	0	35	8	4	0
舞鶴市	594	0	561	29	4	0	58	0	46	12	0	0
宮津市	98	0	66	32	0	0	10	0	3	6	1	0
京丹後市	316	3	205	48	60	0	30	0	13	17	0	0
伊根町	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	142	5	109	23	5	0	15	0	12	1	2	0
組合	—	—	—	—	—	—	6	0	5	1	0	0
合計(A)	7,615	123	5,399	1,031	1,062	0	786	24	529	116	117	0
R5/2回目(B)	7,702	173	5,398	1,035	1,096	0	833	58	535	141	99	0
(A)-(B)	▲ 87	▲ 50	1	▲ 4	▲ 34	0	▲ 47	▲ 34	▲ 6	▲ 25	18	0

	R6/2回目(C)	R5/2回目(D)	(C)-(D)
児童生徒1000人当たりの認知件数	139.6	138.3	1.3
小学校	28.2	29.3	▲ 1.1
中学校			

3 いじめの態様

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,519	1,424	1,939	822	164	404	1,094	190	279	10,835
中学校	536	103	175	68	16	40	53	47	69	1,107

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
 ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
 ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 ⑤金品をたかられる。
 ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 ⑨その他

4 未調査者の状況

理由	小学	中学
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	22	24
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	26	44
フリースクール等の学校以外の施設に通所	183	91
病気・入院等により調査ができない。	4	6
その他	20	7
合計	255	172

令和6年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立高等学校・特別支援学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	在籍者数	調査数	在籍者に占める割合	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	在籍者に占める割合	前回から連続して未調査の数(内数)
高校	28,091	27,997	99.7%	50	94	0.3%	8
特別支援	1,799	1,785	99.2%	4	14	0.8%	3
合計	29,890	29,782	99.6%	54	108	0.4%	11

(2) アンケート方法

(単位:校)

	高 校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	41	5	11	1
無記名式	0	0	0	0
合計	41	5	11	1

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導					見守り	要支援	要指導	
高校(全日制)	153	10	66	33	44	3	特別支援(C)	70	10	38	10	12	0
高校(定時制)	9	0	1	5	3	0	R5/2回目(D)	71	7	42	11	11	0
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	(C)-(D)	▲1	3	▲4	▲1	1	0
高校合計(A)	162	10	67	38	47	3							
R5/2回目(B)	185	12	91	54	28	2							
(A)-(B)	▲23	▲2	▲24	▲16	19	1							

		R6/2回目(E)	R5/2回目(F)	(E)-(F)
児童生徒1000人当たりの認知件数	高校	5.8	6.6	▲0.8
	特別支援学校	39.2	41.0	▲1.8

3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	110	31	15	10	4	9	9	14	13	215
高校(定時制)	7	0	0	0	0	0	0	1	3	11
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校合計	117	31	15	10	4	9	9	15	16	226
特別支援学校	37	1	16	7	4	3	7	5	4	84

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。

- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	26	6	—	4
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	11	1	—	6
フリースクール等の学校以外の施設に通所	2	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	35	0	—	—
休学中、または休学の手続き中である。	4	1	—	—
施設に入所中である。	0	0	—	—
留学中である。	2	0	—	—
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	3	2	—	—
病気・入院等により調査ができない。	1	0	—	4
その他	—	—	—	—
合 計	84	10	※	14

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(令和5年度1回目～6年度2回目まで)について

1 対象児童生徒数

学校種	令和6年度				令和6年度				令和5年度				令和5年度											
	2回目調査				1回目調査				2回目調査				1回目調査											
	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 継続して 未調査の 数(内数)	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 継続して 未調査の 数(内数)	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 継続して 未調査の 数(内数)	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数 継続して 未調査の 数(内数)								
小学校	194	54,819	54,564	120	255	201	194	54,777	54,544	79	233	103	198	55,937	55,676	82	261	182	198	56,050	55,803	62	247	151
中学校	96	28,054	27,882	378	172	113	96	28,043	27,881	254	162	66	96	28,573	28,398	401	175	135	96	28,577	28,415	349	162	79
高等学校	46	28,091	27,997	50	94	8	46	28,448	28,355	31	93	3	46	28,256	28,175	48	81	7	46	28,625	28,544	28	81	1
特別支援学校	12	1,799	1,785	4	14	3	12	1,802	1,788	2	14	3	12	1,746	1,731	0	15	7	12	1,752	1,739	3	13	2
計	348	112,763	112,228	552	535	325	348	113,070	112,568	366	502	175	352	114,512	113,980	531	532	331	352	115,004	114,501	442	503	233

2 認知・解消件数

学校種	令和6年度						令和6年度						令和5年度						令和5年度					
	2回目調査						1回目調査						2回目調査						1回目調査					
	未解消			重大事態			未解消			重大事態			未解消			重大事態			未解消			重大事態		
	認知件数 1000人上	解消件数	見守り	要支援	要指導		認知件数 1000人上	解消件数	見守り	要支援	要指導		認知件数 1000人上	解消件数	見守り	要支援	要指導		認知件数 1000人上	解消件数	見守り	要支援	要指導	
小学校	7,615	123	5,399	1,031	1,062	0	8,971	34	6,542	1,143	1,252	0	7,702	173	5,398	1,035	1,096		8,805	11	6,314	1,331	1,149	0
	139.6	1.6%					164.5	0.4%					138.3	2.2%					157.8	0.1%				
中学校	786	24	529	116	117	0	899	4	636	146	113	0	833	58	535	141	99		1,042	11	734	161	136	0
	28.2	3.1%					32.2	0.4%					29.3	7.0%					36.7	1.1%				
高等学校	162	10	67	38	47	3	210	12	90	61	47	1	185	12	91	54	28		168	4	83	32	43	1
	5.8	6.2%					7.4	5.7%					6.6	6.5%					5.9	2.4%				
特別支援学校	70	10	38	10	12	0	84	10	42	18	14	0	71	7	42	11	11		54	8	26	10	10	0
	39.2	14.3%					47.0	11.9%					41.0	9.9%					31.1	14.8%				
計	8,633	167	6,033	1,195	1,238	3	10,164	60	7,310	1,368	1,426	1	8,791	250	6,066	1,241	1,234		10,089	34	7,157	1,534	1,338	1
	76.9	1.9%					90.3	0.6%					77.1	2.8%					87.9	0.3%				

報告第16号

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について

公立学校における情報機器整備事業に係る各種計画を策定したことについて
報告する。

令和7年4月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(報告理由)

本件は、今般の端末の整備・更新において、京田辺市においても端末の利
活用の促進及びそのために必要な整備等を内容とする計画を策定したことを
報告するものである。

文部科学省の「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に基づいた
ホームページ掲載資料

【京田辺市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	6327 人	6250 人	6241 人	6119 人	6057 人
② 予備機を含む 整備上限台数	0 台	7187 台	0 台	0 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	6250 台	0 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	6250 台	0 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0.0%	100.0%	100.1%	102.1%	103.1%
⑥ 予備機整備台数	0 台	650 台	0 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	650 台	0 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0.0%	10.4%	0.0%	0.0%	0.0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

GIGA スクール構想第1期の令和3年2月に端末を整備した。

端末の更新期間である令和7年2月に指導者用端末更新するとともに、学習者用端末を令和8年3月に更新する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数 6900 台 (学習者用端末: 6470 台 指導者用端末: 430 台)

○処分方法

小型家電リサイクル法の認定事業者にまたは資源有効利用促進法の製造業者に再使用・再資源化を委託 : 6900 台

○端末のデータの消去方法

処分事業者へ委託する: 6900 台

○スケジュール (予定)

令和7年6月 処分事業者 選定

令和8年3月 新規購入端末の使用開始及び使用済端末の事業者への引き渡し

文部科学省の「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に基づいた
ホームページ掲載資料

【京田辺市】

ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
十分なネットワーク速度が 確保できている学校の割合	100%（現状） 12/12校	100%（目標） 12/12校	100%（目標） 12/12校	100%（目標） 12/12校	100%（目標） 12/12校
アセスメントの実施有無（※）	有り	実施予定	実施予定	実施予定	実施予定

※セルフチェック（ファスト.com）を実施

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合（%）

本市で独自に実施した「通信環境調査」（令和6年8月実施）の結果では、「学校規模ごとの
当面の推奨帯域」（文部科学省・令和6年4月）（以下推奨帯域）を超える学校数は12校であ
り、総学校数に占める割合は、100%である。

しかし、現在の運用において、児童生徒や教員から「回線がまれに遅い時がある」という意
見が全体の約25%寄せられている。

2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定の実施スケジュール

本市は、帯域保証型のネットワークのため、外部機関によるネットワークアセスメント
実施する予定はない。

(2) 当該課題の解決の方法と実施スケジュール

ア 解決策の方向性

通信サービスの契約変更により、必要なネットワーク速度の確保を実施する。

100 Mbps→200 Mbps 3校実施（令和7年4月を予定）

100 Mbps→300 Mbps 2校実施（令和7年4月を予定）

イ スケジュール

令和7年 4月：改善策の実施

令和7年 5月：効果検証及び改善方法の検討

ウ その他

児童生徒数が増加する学校には回線増強を検討していく。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場
合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

推奨帯域は満たしているものの、今後のME X C B Tを用いた学力調査等に対応するため、
令和7年4月に通信サービスの変更を行い、通信帯域の増強を行う。作業は4月中に完了す
る予定である。

文部科学省の「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に基づいた
ホームページ掲載資料

【京田辺市】
校務D X計画

1 趣旨

本市教育委員会では、G I G Aスクール構想の下、令和2年度から全ての小中学校において1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの構築、クラウドサービスの活用などのI C T環境を整備し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成や探究的な学習活動の充実につとめてきました。また、教職員においても研修会への参加や保護者と学校をつなぐ連絡ツールの活用・ペーパーレス化などの業務改善を行ってきました。しかしながら、教育現場では業務の複雑化や負担増加といった課題が依然として存在しており、効率的な校務運営が求められています。そのため、「G I G Aスクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言や「G I G Aスクール構想の下での校務D X化チェックリスト」による自己点検の結果等を踏まえ教育委員会及び学校が教育D Xを推進する際に取り組むことが望ましい項目及び解決策について以下のとおりまとめ、更なる校務D Xに係る取組を進めることとします。

2 京田辺市における課題及び取組について

「G I G Aスクール構想の下での校務の情報化に関する専門家会議」の提言や「G I G Aスクール構想の下での校務D X化チェックリスト」に基づく自己点検結果（文部科学省 令和5年11月実施）を踏まえ、京田辺市における次の課題を明確にしました。これらの課題解決に向けて、各学校と連携を強化しながら、校務D Xの推進を図っていく必要があります。

(1) クラウドツールの一層の活用

業務の複雑化による教職員の業務負担が増加しており、負担を早急に軽減するため、まずは既存のクラウドツールの一層の活用を促進します。具体的には、欠席・遅刻・早退連絡や調査アンケートは多くの学校でツールを用いて行われていますが、お便りの配信については利用できていない学校が散見されるため、学校で実施が進むよう、研究・実践していきます。

また、クラウドツールを活用しての、児童生徒とのリアルタイムでの連絡、学習状況把握・評価についても依然効率化の余地が残る状況のため、調査・アンケートの実施や教職員間の情報共有を促進し、校務の効率化をさらに推進していきます。

(2) F A Xでのやり取り・押印の見直し

F A Xの使用ならびに押印実施の現状について分析し、やむを得ない場合を除きF A Xを使用することがないように周知・徹底していきます。

(3) 校務系・学習系ネットワークの調査・研究

校務系ネットワークと、学習系ネットワークは分離されており、セキュリティに関するルールも異なり、データ連携が簡単ではない状況なので、今後は、校務系ネットワークの学習系ネットワークへの統合を想定し、データ連携やセキュリティ対策について調査研究を進めます。

【京田辺市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

京田辺市では、令和5年度に「京田辺市教育大綱」を策定し、重点目標の一つとして「確かな学力の育成と個性や能力の伸長を図る多様な教育」を掲げています。また、「京田辺市教育振興基本計画」において「児童生徒一人一台タブレット端末環境での学習において、ICT機器等を効果的に活用した授業を工夫し、個別最適な学びや創造的な学び、協働的な学びの実現に向けての取組みを進めます。」としています。

この目標の実現に向けて、学校や生徒の実情を踏まえた上で、ICTを活用した新たな教材やアプリ等を、学習活動を積極的に導入し、児童生徒の資質・能力の育成を推進していきます。

(1) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

児童生徒1人1台タブレット端末環境での学習において、ICT機器等を効果的に活用した授業を工夫し、個別最適な学びや創造的な学び、協働的な学びの実現に向けての取組みを進めます。

(2) 情報モラル及びデジタル・シティズンシップ教育の推進

教育活動全体を通じて1人1台タブレット端末の活用を進め、情報モラル及びデジタル・シティズンシップ教育を重視した情報活用能力の向上を図るとともに、情報教育の目的や内容と各教科等の学習内容との関連付けを明確にしたり、校種間の連携・接続することに配慮したりした、情報教育の指導計画の改善を進めます。

(3) 教職員のICT活用能力や指導力の向上

ICT利活用や情報セキュリティ等を含めた情報モラル及びデジタル・シティズンシップ教育にかかわる教職員研修等の充実により、情報教育の指導力向上を図るとともに、情報社会の特性を理解し、ICT機器等を安全に利用するための自己調整能力及び自律できるように取組みを推進します。また、学習活動の一層の充実を図るための視点から、授業改善に向けて主体的・対話的で深い学び及び、多様な子どもたちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、教職員の活用能力や指導力を向上させるための教職員研修を積極的に進めます。

2 GIGA第1期の総括

(1) ICTワーキング委員会施策の実施内容

ア 1人1台端末の実現

京田辺市のすべての小中学校で、児童生徒に1人1台の学習用端末が配布され、ICTワーキング委員会を活用した学習環境が整いました。

授業においては、端末を活用した個別学習や協働学習が進み、特にデジタル教材の活用が広がりました。

イ ネットワークインフラの整備

各学校において高速・大容量のネットワーク環境が整備され、オンライン授業やデジタル教材の利用が円滑に行えるようになりました。

校内ネットワークの強化により、すべての教室でインターネット接続が可能となり、授業中のＩＣＴ活用が容易になりました。

ウ 教員のＩＣＴスキル向上

京田辺市では、教員向けにＩＣＴ活用研修を実施し、デジタル機器やオンラインツールの使用方法についてのスキルが向上しました。これにより、教員はＩＣＴを活用した授業設計ができるようになりました。

(2) 課題

ア 教員の負担増加に対する改善

端末管理やトラブル対応など、教員に新たな業務が発生し、負担が増加しました。これに対するサポート体制が不十分であることが指摘されました。

イ コラボレーションツール等学校間の利用のばらつきの解消

ＩＣＴを活用したコラボレーションツールの利用について学校間等で差が見られました。

ウ 児童生徒のＩＣＴリテラシーのばらつきの解消

児童生徒間でのＩＣＴリテラシーに差があり、一部の児童生徒が端末を十分に活用できていないという課題が見られました。特に小学校低学年では、操作に不慣れな児童への支援が求められました。

3 今後の対応策と展望

(1) 教員のサポート体制強化

教員の負担を軽減し、スムーズなＩＣＴ活用を支援するために、ＩＣＴ支援員によるトラブル対応や授業サポートを充実させます。また、教員向けに継続的な研修を行い、新しい技術や教材の利用方法についてスキルアップを図ります。

(2) コラボレーションツール利用推進

ＩＣＴを活用したコラボレーションツールを利用し、児童生徒間でのグループワークやプロジェクト学習を推進します。これにより、コミュニケーション能力や問題解決能力を養います。また、家庭学習等における AI ドリルの活用について検討していきます。

(3) 児童生徒のＩＣＴリテラシー向上

学年ごとに適切なＩＣＴリテラシー教育を提供し、児童生徒が段階的にスキルを習得できるカリキュラムを整備します。情報の取捨選択や、ネット上でのマナーについての教育を強化するとともに、端末の利用に際して、セキュリティリスクに対する認識を高めるための指導を行います。パスワードの管理やフィッシング詐欺の防止など、具体的な対策を学びます。また、児童生徒への情報モラル教育も強化します。

報告第17号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和7年4月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、給食食材の価格高騰による学校給食費の改定に伴い、本規則について所要の改正を行うこととしたので報告するものである。

京田辺市規則第6号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
の一部を改正する規則

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年京田辺市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定中「額は、」の次に「小学校にあつては1人1日当たり290円とし、中学校にあつては」を加えるを「1人1日当たり340円」を「小学校にあつては1人1日当たり305円とし、中学校にあつては1人1日当たり360円」に改める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第77号）の一部を次のように改正する。 （略） 第4条中「1人1日当たり340円」を「<u>小学校にあつては1人1日当たり305円とし、中学校にあつては1人1日当たり360円</u>」に改める。 （略）	京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第77号）の一部を次のように改正する。 （略） 第4条中「<u>額は、</u>」の次に「<u>小学校にあつては1人1日当たり290円とし、中学校にあつては</u>」を加える。 （略）	学校給食費の対 象及び額の見直 し

京田辺市規則第 5 7 号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和 5 年京田辺市規則第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「京田辺市中学校給食申込書」を「京田辺市学校給食申込書」に改め、同条第 3 項中「生徒」を「児童又は生徒」に改める。

第 4 条中「額は、」の次に「小学校にあつては 1 人 1 日当たり 2 9 0 円とし、中学校にあつては」を加える。

第 8 条第 1 項ただし書中「の期別納付額に滞納」を「に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）」に、「滞納額」を「未納の期別納付額」に改める。

別表中

「

5 月期	6, 8 0 0 円
6 月期	6, 8 0 0 円
7 月期	6, 8 0 0 円
8 月期	6, 8 0 0 円
9 月期	6, 8 0 0 円
1 0 月期	6, 8 0 0 円
1 1 月期	6, 8 0 0 円
1 2 月期	6, 8 0 0 円
1 月期	6, 8 0 0 円
2 月期	学校給食費の額に 1 の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、5 月期から 1 月期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。

を

「

第 1 期	学校給食費の額に 1 の年度において実施があると見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を 10 で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。
第 2 期	
第 3 期	
第 4 期	
第 5 期	
第 6 期	
第 7 期	
第 8 期	
第 9 期	
第 10 期	学校給食費の額に 1 の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、第 1 期から第 9 期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。

に改める。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

- 京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 （保護者等、教職員） ※保護者等、教職員 いずれかに○	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 （文書送付先）	（〒 ）	
	電話番号	（自宅）	（携帯電話）
	電子メール アドレス		
学校給食を受ける 児童又は生徒 （教職員は学校名のみを記入）	学 校 名	市立 学校 年 組	
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 （該当する内容を 記入ください。）		変 更 前	変 更 後
	住 所 （文書送付先）		
	住 所 （児童又は生徒）		
	学校名等	市立 学校 年 組	市立 学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

（特記事項）

- 1 本変更届は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1 人につき 1 枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市学校給食申込書の提出が必要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

○京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

令和5年12月22日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない児童又は生徒が学校給食を受けたときは、当該児童又は生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の額)

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり290円とし、中学校にあつては1人1日当たり340円とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たると

きは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該過誤納金を当該未納の期別納付額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

- 2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して15日以上を経過した日とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和6年9月30日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第5条、第7条関係)

期別	期別納付額	納付期限
第1期	学校給食費の額に1の年度において実施があると見込まれる学校給食の日数を乗じて得た額を10で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。	5月末日
第2期		6月末日
第3期		7月末日
第4期		8月末日
第5期		9月末日
第6期		10月末日
第7期		11月末日
第8期		12月末日
第9期		1月末日
第10期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校	2月末日

給食の日数を乗じて得た 額から、第1期から第9期 までの期別納付額の合計 を減じて得た額とする。

様式第1号 (第3条関係)

(あて先) 京田辺市長

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		申込 区分	☐ 保護者等 (続柄)	
	氏 名			☐ 教職員	
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)			
	電話番号	(自宅) (携帯電話)			
	電子メール アドレス				
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	フリガナ			生年 月日	年 月 日
	氏 名				
	学校名等	市立	☐ 小学校	☐ 新1年生	
			☐ 中学校	☐ 年 組	
	住 所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)			

- 1 本申込書は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立小学校又は中学校に在学（在籍）する期間是有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在学する学校長に相談してください（教職員は除く。）。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 （保護者等、教職員） ※保護者等、教職員 いずれかに○	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 （文書送付先）	（〒 ）	
	電話番号	（自宅）	（携帯電話）
	電子メール アドレス		
学校給食を受ける 児童又は生徒 （教職員は学校名のみを記入）	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 〔該当する内容を 記入ください。〕		変 更 前	変 更 後
	住 所 （文書送付先）		
	住 所 （児童又は生徒）		
	学校名等	市立 年 学校 組	市立 年 学校 組
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

（特記事項）

- 1 本変更届は、学校給食を受ける児童又は生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市学校給食申込書の提出が必要です。

議案第19号

学校運営協議会委員の委嘱等について

京田辺市学校運営協議会規則（平成27年京田辺市教育委員会規則第1号）
第8条の規定により、別紙の者を普賢寺小学校の学校運営協議会委員に委嘱・
任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年4月16日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、学校運営協議会委員の任期が令和7年3月31日付で満了となった
ため、学校長の推薦等により別紙の者を委員に委嘱・任命したいので、提案す
るものである。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

別紙

委嘱・任命する者

委員区分	氏名	備考
地 域 住 民	北 村 幸 輝	打 田 区 選 出
地 域 住 民	有 山 憲 利	高 船 区 選 出
地 域 住 民	中 富 学 郎	天 王 区 選 出
地 域 住 民	大 富 育 寅	水 取 区 選 出
地 域 住 民	伊 東 正 博	普 賢 寺 区 選 出
地 域 住 民	森 島 裕 也	多々羅区選出
地 域 住 民	奥 田 秀 登	学 習 部 会 長
地 域 住 民	榑 孝 次	つながり部会長
地 域 住 民	中 西 哲 夫	ふれあい部会長
保 護 者	有 山 洋 平	普賢寺小PTA会長
校 長 推 薦	新 恭 代	普賢寺小元PTA会長
校 長 推 薦	塩 田 美 穂 子	保 護 者
学 識 経 験 者	今 井 敏 博	同志社女子大学教授
関係行政機関の職員	南 部 智 彦	こども・学校サポート室 総括指導主事
設 置 校 の 校 長	佐々木みゆき	普賢寺小学校長

参考資料

普賢寺小学校学校運営協議会（なのはな委員会）委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
北村 幸輝	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
有山 憲利	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
中富 学郎	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	副会長
大富 育寅	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
伊東 正博	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
森島 裕也	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	会長
奥田 秀登	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
榑 孝次	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
中西 哲夫	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
有山 洋平	保護者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
新 恭代	校長推薦	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
塩田 美穂子	校長推薦	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	
今井 敏博	学識経験者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	
南部 智彦	関係行政機関の 職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	新任	
佐々木 みゆき	設置校の校長	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	

○京田辺市学校運営協議会規則

平成27年3月10日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校運営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

（運営に関する評価）

- 第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

（運営への参画の促進等）

- 第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

（委員の任命）

- 第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 学識経験者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 設置校の校長
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。
- 4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

（委員の任期）

- 第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針（平成25年4月1日施行）による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。